

日本海員組合第十三回年度大會決議

(草案)

(昭和九年五月七日 於日本海員組合本部講堂)

第一號議案 船内労働時間制定に關する件

主 文
吾等は經濟上並人道に於て八時間労働制の確立を期す

理 由
一般労働者に對する八時間労働制に關する條約案は、既に第一回國際労働總會に於て採擇せられたる所なるも、海上に於ける労働は、その過激の度に於て、將又その危険の度に於て到底陸上の労働とは、同日の論にあらざるにも不拘未だ國際的にも國內的にも同制度が採擇實施せられざることは重大なる社會的矛盾と言はざるを得ない。實に八時間労働制こそは一切の労働條件の基本的要素である。今日海上には最低賃銀制の確立を見てはるるが、八時間労働制の確立決定なくば本制度は本質的に搾取の強化を意味すると共に乗組員問題の解決を曖昧に付せんとする逆効果を齎らす、實に吾々は海上労働生活の基本的要求として船内一日八時間労働制の實現を期するものである。

實行方法

- 一、海事協同會の協議事項とし
- 二、各船内の實情に照應して實際問題として是を獲得すること

第二號議案 年二回昇給制度確立に關する件

主 文

吾等は労働賃銀を海員生活線の上昇に適應せしむるため年二回定期昇給制度の確立並に實施を要求す

理 由

海運の健實なる發展を期するためには、海運の原動力たる海員の生活を保障するに足る賃銀を支給し、以て船内に於けるその全能力を發揮せしめなければならぬ。吾等は既に海上最低賃銀制を獲得し一見海員生活の最少限度を保障されてゐるかの如き觀を呈してゐるが、然かもその固定化的現象は、最低賃銀をして最高賃銀化せしめ、家族の増員並物價騰貴等の不可避的事實に對して重大なる桎梏となりつゝある。是れ吾等が本案を提出し海員生活線の上昇に對して労働賃銀を適應せしめんとする理由である。

實行方法

關係各船主に提出してその實現を迫ること

第三號議案 各種手當の復舊並に獲得に關する件

主 文

吾等は船内生活を保證し擴充するため、曩に廢減せられたる年度手當、航海手當、儲蓄手當、船艙掃除手當、汽罐掃除手當、危険手當、時間外荷役手當、石炭線手當、賣船手當、解撤手當、甲板積荷物手當、防寒手當、服装手當及大工道具手當の復舊と、未だ確立せられざる是等諸手當の確立を期す

理 由

海運業の堅實なる發達は、其の原動力たる海員をして自己及家庭の生活に對し、後顧の憂なく安んじて其の職務に盡瘁せしめざる限り是を期待することは出来ない。曩に吾等は日本海運業の不況打開のために凡ゆる犠牲を忍んで此等手當の一部の廢減に甘んじたが、今や海運情勢は急激に好轉しつゝある。此の時に當つて常に薄給を以て不安と危険に充てる海上労働に従事しつゝある船員の爲に、曩に廢減せられたる諸手當を復舊せしむると同時に、未だ此等の制度を缺如せる部分に對して此等制度の確立を要望することは、人道に並經濟上極めて合理且つ公正なる主張のみならず、過去數年に亘つて吾等が日本海運衛生の爲に盡したる努力に對する當然の報酬であると確信する。

實行方法

本決議を海事協同會並關係各船主に提出しその實現を迫ること

第四號議案 船舶乗組員制確立並に減員復活に關する件

主 文

吾等は人道に、經濟上並船内労働能率上の見地より船舶乗組員制の確立並減員の復活を期す

理 由

吾等が海運界の不況を打開せんとするの觀點からその一助として曩に最低賃銀の一部低下を甘受せる以後に於て、更に吾等は乗組員の減員をすら忍んだが、斯くして生じたる労働の強化は遂に吾等の肉體の犠牲をすら強要するに至つた。さなきだに極度の減員によつて過重労働を負担せる海上労働者は今や將に相次いでその戰場に倒れんとするの狀態である。然るに吾等の此の犠牲的行動に對して船主並保險業者は如何にその公約を裏切つて恥ぢざるものあるかは、最近の海運情勢好轉の事實によつて最低賃銀は復舊せりといへども、未だ猶曩に減員せられたる乗組員を復舊せしむることによつて立證し得らるゝであらう此故に吾等は人道に並經濟上の見地より、爾餘の低下労働條件恢復の先行問題として、船舶乗組員制の確立並減員復活を期するものである。

實行方法

本決議を關係船主に提出し、各船の實情に照應して是を實現せしむること

第五號議案 食糧改善並食料金割増統一に關する件

主 文

吾等は保健上並能率上より船内食糧の改善と併せて食料金割増の統一を期す

理 由

船内に於ける労働能率の増進は一に乗組員の保健に負ふ處極めて多大である。然も乗組員の良好なる保健状態は、充分にして且營養素に當る食糧の支給によつて維持せられることは明である。然るに船主は營養素其他に對する船員の留意及び監督の稀薄なるに乘じ、乃至は海運不況打開策の一助なりとして、或は食料定額を減じ、或は水代を船員負擔とし、或は現品支給と稱してその食料負擔の輕減を著々と實行し來つた。故に吾等は船主の此の如き好悪手段によつて乗組員の保健が阻害せらるることを防止する立場より、航海事法令調査委員會に於て決定せる船内食糧表に基き食糧の改善を期すると同時に、各社毎にその比率を異にしつゝある航路別食料金割増の統一を期するものである。

實行方法

- 一、本決議を政府當局に提出してその實現を促進し
- 二、本決議を海事協同會に提出して割増統一を協議實現せしめ
- 三、各船内の實情に照應してその改善を期すること

第六號議案 デイゼル船機關部員の増員並保健に關する件

一決